

令和2年度第2回男女平等推進市民委員会議事録

日時 令和2(2020)年7月21日(火)午後6時45分～8時45分

場所 国立市役所北庁舎 第7会議室

出席委員 谷川委員長、池田副委員長、遠藤委員、太田委員、至田委員、古旗委員、本田委員、
宮原委員、武藤委員、山下委員

事務局 宮崎政策経営部長、吉田市長室長、高橋市長室長補佐、大塚主事、庄司主事

<議事要旨>

【委員長】事務局から資料の確認をお願いします。

【事務局】お手元の資料をご確認ください。資料1「(仮)国立市パートナーシップ制度論点整理シート」1～11です。論点整理シート1～4は、先日お配りしたものに、前回の委員会での委員の意見を抜粋したものを加えています。議事録は後日作成します。論点整理シート5～11は本日初めて配付するものです。次に、資料2「三親等の範囲」です。資料は以上です。

【委員長】本日は、5～11を10分ごとに意見を出し合って、区切りをつけながら進めていきたいと思えます。時間は切りますけれども、賛成意見も反対意見も出てよいということで進行していきたいと思えます。1～4は時間があれば戻ります。まず5について、事務局からお願いします。

【事務局】論点整理シート5、検討項目「居住要件について」。論点及び課題です。居住要件として、市内同居を原則とするか。2点目、双方または一方が市外在住で市内に転入予定の場合は、証明をどのようにするか。

事務局提案です。まず①双方が市内に住所を有すること。ただし、同居、別居は問わない。②一方が国立市内に住所を有し、もう一方の方が国立市内への転入を予定していること。③双方が国立市内への転入を予定していること。②と③については、おおむね3カ月以内に国立市内に転入することを前提に申請を受け付ける。

証明書の交付は、住民票等で実際に市内への転入が確認された後に交付する。②、③の場合は、申請を受け付けた証明(転入予定者受付証)をお渡りする。

こちらの提案理由ですけれども、まず、原則として同居が望ましいとしていますが、様々な事情により別居を選択せざるを得ない方もいることを想定し、別居も問わないという表記をしています。

続きまして、②、③の「転入を予定している」は、実際に不動産業者と物件の契約をしている方だけではなく、双方が国立市内に転入する意思を持っている段階でも申請は可能としたいと思います。

また、②、③については、申請書の有効期間を3カ月間として、3カ月以内に転入した旨を申し出ただけで、証明書の発行までつなげたい。3カ月を経過した後に転入となった場合は、原則としては、申請は再提出となってしまいますが、例えば引っ越し業者との調整がつかなかったなどやむを得ない事情がある場合もあると思えますので、できる限り柔軟に対応したいと考えています。

そして最後、申請を受け付けた証拠として「転入予定者受付証」を渡すことで、実際にこの書類を持って不動産会社等において活用していただく。国立市にパートナーシップ制度に基づいた申請を出しているという証明書を持って、不動産屋で物件の契約に向けた手続きをしていただけたらということで、このような書類をお渡ししてはどうかという案です。その他です。先行自治体でも、同様の取扱いをしているところもあります。

また、国立市内の当事者の方からは、この対象者の中に在勤、在学を加えてほしいというご意見を

頂いています。こちらは、今回のシート5ではなく、別途議論が必要だと思っています。まずは居住要件、実質的な市内在住という部分を中心に、シート5で議論いただければと思います。以上です。

【委員長】つまり「双方が市内に住所を有すること」だけにしてしまうと、理解が得られないために家が借りられない人々に対してのケアができないということで、効果が損なわれるということもあるので、双方に転入の意思がある、もしくは片方の方が市内に住所を持っており、もう片方の方に転入の意思があればよいことにしたいという説明だったと思います。よいという意見も含め、ご意見がありましたらお願いします。

【委員】前回の論点の2つ目で、パートナーシップの定義について検討した際に、共同生活を営むかどうか、つまり同居を前提とするかどうかという話があったと思います。事情がどんなものであれ、同居の予定がない方もゼロではないと考え、基本的に市内での同居を前提とした要件というのは、もう少し検討してもいいと思います。

【委員長】市内での同居は前提としていないのではないですか。

【委員】市内で別居ということでもいいのですね。

【委員長】はい。

【委員】もう1つ、一方が市内に住所を有していて、もう一方が市内には住んでいなくて転入も予定していないというケースがここには入らないのかなと思いました。

【委員】今後議論するときの在勤の問題とも絡んでくる。在勤だと、2人とも市外にいて証明書を発行するのだったら、片方が市内で片方は市外でもバランスは取れます。しかも、両方とも市内に住所があれば別居でもよいのだったら、市をまたいでも同じことかなと思う。

【委員長】在勤・在学の、論点整理シートは出るということですか。

【事務局】今回お示ししていませんが、次回お示ししたいと思います。

【委員長】そうすると、在住・在勤・在学を同じ価値にする場合、一番広く取ると、片一方が在住か
在学か
在勤
だったらよい。

【委員】もっと広くとると、2人とも市内在住ではないけれども、両方
在勤
という可能性もあります。

【委員長】そう、どちらかとか。もっと広くとれば片一方だけ
在学
でもよい、片一方だけ
在勤
でもよい。それが一番広い。国立に住んでも働いても学んでもいない人は難しいと思いますけれど、どちらかが国立市につながりがある方であれば、もう片方の要件は問わないというのが一番広い。

【委員】場所は関係ないということですね。

【委員長】そうです。それがずっと継続される形でもオーケーとするか。

【委員】片方が市内で片方が転入を予定していると住居が借りやすくなるので、転入予定が要ると思ったのですが、将来的な論点として、在勤も入れたほうがいいのではないかと考えています。そうすれば市内事業主に対して配慮しましょうと言えるからと考えていたが、整合性を取るのだったら、片方が市内で勤務していて片方は市外で別居している場合でも、出すほうが一貫していると今の議論を聞きながら思った。だから、この在勤・在学が密接に絡むのかなと思います。

【委員】在住の場合は、その人が転出したという確認が市役所で取れると思うけれども、在勤だと、企業を退職したとか、企業が移転するというケースでは、追えないのではないかと。

【委員長】在学も、卒業に何年かかかる人もいますし、退学してしまう人もいますので、在住以外は追えないということはある。そこは少し考えるところですね。

【委員】追う必要というか、追えていないといけない理由ということを見ると、そこまで全部把握

する必要はないと感じます。地域の中で暮らしていて、パートナーシップがなぜ必要なのかを考えると、国立市が、地域でそれがないことによる不利益や差別を受けている人たちのためにこれを発行しようと思っているのであれば、発行して、一時的に不利益などが解消されて、転出してその後不要になったときに本人たちが返還を希望するとか、どちらか片方が返還したい・解消したいということがない限りは、そのまま発行したままでもいいのではないかと思います。

【委員】パートナーシップ条例ができることによって、その対象になる方の実利になったほうがいい。本当に、形だけではなくて役に立ったほうがいいと思うのですが、一方で実利になるということは、行政が責任を持って証明書を発行することがイコールなのではないかと思う。管理ができていない中で発行してしまうのは、ゆくゆくその証明書の価値が下がってしまう、法的価値が下がってしまうのではないか。一方で、法的価値をつけると、ある程度条件整備をしないといけないので、そこから抜け落ちてしまう方に不利益になるという反面があると思う。その辺りはどう理解したらいいのか。

【委員】どこまで追うのかの問題は、受理証明取消のことと少しつながると思うので、先取りしてもいいですか。

【委員長】どうぞ。

【委員】前回の委員会の中で、ほかの自治体で、取消が来たらその番号をウェブサイトで公表している事例もあるとのことであったが、それはよくないのではないかと考えている。婚姻の場合、証明が必要だったら最新の戸籍を取ってきてくださいとなるので、同じように、必要だったら今も有効かという証明書を改めて発行する。そうしたら、当事者が取りに来るときにコミュニケーションが取れて、差し支えなければどのようなことにこれを使うかも聞けると思っていた。在勤と在学のことは住民票で確認ができないからご本人の申告になるけれども、状況は変わらないことを改めて確認するという形で担保できないかと考えた。

【委員】在学・在勤をオーケーにすると、例えば私が今、在勤の千代田区で、日比谷図書館は在勤か在住の席と一般の席というように、図書館の中で分かれています。何が言いたいかというと、今は在勤だけれども、いずれこの市に住もうかなと、私はそういう感覚を持ってほしい。転居するとき、国立よかったな、じゃあ、家を買おうかとなってもらったら、地方自治体の最大のメリット。そこで住居を構えてしまえば移動する人は少ない。そういう意味では、こういった方も受け入れれば、国立に住みたいという人がもっと出てくるのではないかと思います。どちらかということ、私は在勤・在住も含めた議論がいいと思っています。

【委員長】そうだとすると、どちらかということ広いほうがよいが、技術的課題は残るということだと思います。次へ行きます。また戻ってきてもいいと思います。それでは、次の説明をお願いします。

【事務局】論点整理シート6、検討項目「年齢要件」です。論点及び課題です。年齢要件について、成人（20歳）とするか、未成年でも可とするか。2点目、現在の結婚年齢は男性18歳、女性16歳となっており、これは民法731条の規定です。未成年の婚姻には父母の同意が必要となる。3点目、未成年者は、結婚について十分な判断力があるとは限らないと考えられることから、父母の同意を要件とすることで判断力を補い、未成年者の婚姻を保護しています。4点目、今回、国立市のパートナーシップ制度の年齢を法律婚と同様に未成年者も可とした場合には、父母の同意を取る必要があるものと考えます。5点目、民法改正により2022年には成人は「満18歳以上」となることが決まっています。最後です。導入自治体では年齢要件は成人（20歳）となっています。未成年者も対象としている自治体は、事務局の調べではありませんでした。

事務局提案です。成年（満20歳以上）に達していること。民法の改正により、令和4（2022）年4月1日以降は「満18歳以上」となる。

提案理由としては、契約など本人同士の意思で物事を決めることができる「成人」を要件とする。2つ目、導入自治体の例に倣った年齢要件とする。

その他です。未成年が婚姻したときは、これによって成年に達したものとみなす。これは民法753条の規定になります。参考として記載しました。以上です。

【委員長】ご意見がある方はお願いします。その他の「未成年が婚姻したときは、これによって成年に達したものとみなす」とは、18歳の人と16歳の人が結婚したら、その人は成年に達したということですか。

【委員】例えばいろいろな契約をするときに保護者の印鑑が要らない。ただ、成人年齢が18歳に下がったら、この規定はなくなります。

【委員長】それならばよしでいいですね。では、論点整理シート7をお願いします。

【事務局】論点整理シート7、近親者についてです。資料2「三親等の範囲」を併せてご覧ください。

論点及び課題です。近親者同士のパートナーシップを認めるか。2点目、民法上の婚姻では、近親者同士は結婚できないこととなっています。3点目、パートナーシップにある方同士が、養子縁組をしている場合は、どのようになるか。

事務局提案です。1つ目、2人の関係が近親者同士（直系血族または三親等内の傍系血族、もしくは直系姻族）でないこと。2つ目、パートナーシップの関係にある方同士が養子縁組をしている場合は、解消後にパートナーシップの証明を認める。

提案理由です。近親者は民法第734条～736条に規定する、婚姻できない関係となっています。養親子等間の婚姻の禁止は民法第736条にあります。養子縁組によって生じた親子関係は、解消後も婚姻はできないというのが法的な規定になっています。

その他、先行自治体において、民法第734条、735条についてはおおむね同様の取扱いとなっています。民法第736条の養子縁組をした場合については、自治体によっては説明がないところがあります。

養親子等の場合ですが、自治体によっては3つのパターンがあるようです。1つ目、養子縁組の場合は、パートナーシップの申請は不可。2つ目、パートナーシップ関係に基づく縁組の場合は可能。法律婚ができない中で、相続など様々な法的な関係を担保するためにやむを得ず養子縁組の制度を使われている当事者の方もいらっしゃると思っています。このような事情に鑑みて、養子縁組を解消しなくてもパートナーシップ証明は申請できるとしている自治体があります。3つ目、養子縁組を解消後は可能。その関係性を解消した後に、パートナーシップ証明を行う。

資料2、本人を中心として三親等内の直系・傍系の血族、姻族の方は、法律婚はできないというのが、現状の規定になっています。今回のパートナーシップにおいても、ご本人を中心に、例えば直系の上の父母、祖父母、またはその兄弟姉妹、そういった方々とも婚姻に倣った規定として整理していますが、全国的にはほとんどの自治体がこのような規定に基づいて、対象外としているようです。

また、養子縁組につきましても、先ほどのように様々な事情でやむを得ず養子縁組を組まれている方がいるというところを見ながら、この養子縁組の規定をどのように整理するかというのが1つ論点だと思います。説明は以上です。

【委員】民法上の婚姻で近親者同士は婚姻できないというのは、血が濃くなったり、そのことによっ

て障害を持つ子どもが生まれる可能性があるからかと思ったのですけれども、パートナーシップ条例については、近親者同士の婚姻は直接関係ないのではないかと思う。近親者同士でも一緒に住みたい人はいるだろうし、そういう人の実利のためにパートナーシップ条例があるのであれば、ここは法律婚の民法上に倣ったものでなくてもいいのではないか。

【委員長】この規定がないと、母と娘がパートナーシップを申請できるという意味になります。事実婚もありなのだから、父と娘もありということになります。

【委員】親戚も三親等内に入ってしまうのですか。

【委員長】そうです。だから、親子や兄弟はだめだけれども、おじ・おばはよしにするとか、そういうことですか。

【委員】親子であれば、家を借りるときにそんなに不利ではないと思うので。

【委員】実際最高裁の判決で、おじと姪のカップルの事案があって、法律婚はできないけれども、社会保障の年金等は、事実上婚姻関係にあったら出ます。そのおじと姪の関係で、おじが亡くなって姪に年金が出るかが争われて、近親婚だからだめと役所が判断したのを地裁はひっくり返してオーケーにして、高裁がひっくり返してだめで、最高裁でさらにひっくり返ってオーケーと出したものがあるのです。そうすると、結婚できないけれども、夫婦としてカップルとして承認しなければいけない事案も一方ではある。ベルギーでは兄弟でパートナーシップとか、そういう国もある。それはどちらかというとお金の面、経済的なことを手当するための制度なので、セクシュアリティの多様性とは意味合いが違うけれども、そういうものを出しているところもあります。

他方、親族なら家族として、病院や住居の手続きはできるのではないかという話もありますし、ましてや対等な関係性ということから言うと、父親と娘といたら、それは養育する側・される側だから、そもそも対等ではないということもある。民法第734条と735条に当てはまるのは基本対象外だけれども、事情によっては出すこともあるという形にするか、ややこしくなるから切ってしまうかのどちらかのイメージでいます。

もう1つ、前回出たパートナーシップの定義を読んでいると、「互いの人生のパートナーとして経済的・物理的・精神的に相互に協力して共同生活」だったら、親族でも当てはまるということです。性的な関係を取っ払ってしまうとそうなります。

【委員】そこまで三親等内も認めたほうがいいという思いがある理由は何ですか。

【委員】最近私は『タンタンタンゴはパパふたり』という絵本を子どもと読んだ。その2人はお子さんを養子縁組していて、多様性があるっていいなと。一緒に住みたいというのはそれぞれの気持ちがあるから。この三親等の中でも、その人とパートナーシップを結びたいという人がいるのであれば、そのような人たちにとってもメリットがある証明を行政として出したらいいいのではないかということです。

【委員長】おじいちゃんと孫娘もオーケーですか。

【委員】孫が成人していれば。それが多様性で、その人たちがパートナーシップを結びたいというのであれば、ありかもしれないと思った。どこまで多様性を認めるか。多様性は強要するものではないかもしれないですが、法制度のものなので最大公約数的な、みんなの意見が一致できるところを作らないといけないと思う。こういう人がいたら、あったらいいのではないかという気持ちです。

【委員長】事実婚も認めていくので、異性ということもある。だから、おじいちゃんと孫娘が、好きだからパートナーシップを認めてほしいと言ったときに、認めなかったらその人たちに不都合がある

のかということ。一緒に暮らしていても構わないわけです。ただのおじいちゃんと孫ではないことを世間で認めてほしいという気持ちはあるかもしれませんが。私たちは愛し合って暮らしているのだということ世間で認めてほしいという声に役所が応える必要があるかどうかということだと思います。

【委員】おじいちゃんと孫が2人でアパートに一緒に住むのは、現実的には借りやすいものですか。

【委員】むしろ高齢者は1人だと探しづらいです。

【委員】別の角度からの話になるかもしれませんが、パートナーシップの定義によるのだと思うのです。性的なものしか認めないとするのか、それ以外の、あまり世間では認知されていないかもしれないけれども、いろいろな関係の在り方も認めるのかということ、私は後者のほうがいいのではないかと何となく思っている。例えばいわゆるアセクシュアルの方々は、性的な関心を特定の誰かに向けてることはないと言われてはいますが、それでも誰かと生活を共にして支え合って生きていきたいというニーズは恐らくあるだろうと思います。

現時点でのパートナーシップの定義には、性的な関係を持っているということが言葉としてはどこにも出てきていないので、広く解釈することは可能だろうと思う。例えば三親等の範囲に入る関係は、世間ではなかなか理解しにくいかもしれないけれども、性的ではない結びつきというものが有り得るという可能性は考慮したほうが良いと思う。一方で、家族の中の権力関係は非常に見えづらいところがあって、親子関係あるいは祖父母と孫という関係の中には、外から見えづらい権力、虐待やDVなどにもつながりかねないものがある。2人がいくらパートナーシップでと窓口に来たとしても、何か見えない事情があるかもしれないということには気をつける必要がある。ここは非常に判断が難しいところだと思います。

【委員長】そうですね。性的な関係があるかないかを聞くこともできませんので、役所としてそこを認めていくかどうかということになる。その方々のSOGIについて聞くことはできないので、オールオーケーにするということもある。そうなってくると、近親者については民法第734条と735条を超えて市が認めるかどうかということになるわけですね。

【委員】人数の問題をどうするか。3人・4人という話とも少しリンクすると思ったのですが。

【委員】本当に指摘のとおりで、ベルギーは兄弟などでもオーケーにしたのですが、2人に限定したので、一貫していないではないかという指摘はありました。他方で先ほどの最高裁の事例があるので、最高裁を踏まえて三親等まで広げるのはあり得ると思います。複数まで広げると話が全然違う方向に行ってしまうと思う。

【委員長】そうしたら、先にこの論点整理シート7のパートナーシップにある方同士が養子縁組をしている場合のところを決めようと思います。2年前のレインボープライドのシンポジウムで、養子縁組をして法的な立場を確保している方々がいることを聞いたときに、なるほどと思った。パートナーシップの関係にある方同士が養子縁組をしていて、その方がパートナーシップを申請したい場合は、その方々の養子縁組を解消した後に取れるというのが事務局提案です。ご意見ある方はいますか。

【委員】養子縁組の法的メリットは実利としてあると思うのですが、パートナーシップ条例は、市としてその2人を認めるということなので、養子縁組でもパートナーシップ条例で認めることはいいのではないかと思います。養子縁組を解消してしまうと法的メリットがなくなってしまうと思う。パートナーシップ条例はまだ中身が充実していないから、同時に証明することはいいのではないかと思います。

【委員】私も同じ意見で、養子縁組は便宜的に法的な利益を得るため、パートナーシップ証明は法

的利益がないのでバッティングしない。民法上の身分関係の話だったらどうしようかとなるけれども、法的なところは養子縁組で手当して、社会的な二人の関係を認知してもらおう。自分たちの自己肯定感を高めるということであれば、矛盾しない。むしろ組み合わせがいいのではないかと思います。

【委員長】そうすると、その他に書いてある②のパートナーシップ関係に基づく縁組をされている場合には、維持をした上でパートナーシップを認めてもいいのではないかとということですか。

【委員】そうです。養子縁組をした場合に、離縁しても結婚できないのは、一旦親子関係、養う側、養われる側、育てる側、育てられる側だったのに、そこが対等な関係になるのかということから出発している。もともと当事者は、養う・養われるではないので、今回の視点で言えば、関係ないはずではないかと思います。ほかの自治体は、法律との整合性ということで考えたのだと思うけれども、本来はつながらないと思います。

【委員長】民法第736条の趣旨を考えれば、養子縁組にパートナーシップの関係を認めたとしても、法律の趣旨を損ねるものではないということですね。

【委員】はい。本当に幼少期に養子縁組して、育てる側、育てられる側で、20年後にパートナーシップと言ったら、先ほどの直系血族と同じような話になるので、その配慮は要と思います。でも、そんなこと、もともとあり得ないという気がします。

【委員長】では、ここで一旦論点整理シート7の養子縁組については、その養子縁組がパートナーシップ関係に基づく養子縁組であった場合は、事情をお聞きした上で、解消しなくてもオーケー、というのがこの委員会の意見ということでもいいですか。では、論点整理シート7のそれ以外は保留です。論点整理シート8をお願いします。

【事務局】論点整理シート8、検討項目「国籍要件」です。論点及び課題です。1点目、外国人の方を対象とするか。2点目、対象とした場合の手続等の追加はあるか。

事務局提案です。1つ目、外国籍の方も対象とする。2つ目、外国籍の方は本国の官憲、いわゆる大使館の発行する婚姻要件具備証明書または独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類の提出を求めます。婚姻要件具備証明書は、その方の本国の法律が定める婚姻の成立要件を充足していることを証明するもので、各国の公的機関で発行される証明です。こちらをご提出いただくことになると思います。

提案理由としては、民法上の婚姻においても外国人同士または外国人と日本人が結婚することは可能であることから、当該制度においても対象とします。

その他、婚姻要件具備証明等はそれぞれの国の書類になりますので、書類上、日本語訳を添えてご提出いただきたいと思っています。以上です。

【委員長】論点整理シート8について何か意見がある方はいらっしゃいますか。では、論点整理シート8、よしとします。論点整理シート9をお願いします。

【事務局】論点整理シート9は、その他の要件です。1つ目が配偶者等の有無の確認、2つ目が公正証書の有無、3つ目が通称名の使用です。

論点及び課題です。1つ目が、申請する双方以外に、配偶者やパートナーシップ関係にある方が存在してもよいか。2つ目、公正証書の提出を申請要件とするか。渋谷区は合意契約書・任意後見の公正証書の提出が要件です。中野区は、公正証書は選択という形で、必ずしも要件ではありませんが、より法的な関係性を示すということで提出が可能です。一方、港区は区の標準様式による契約という形を取っています。3点目が、通称名の使用を認めるかという点です。

事務局提案です。1つ目は、双方に配偶者や双方以外にパートナーシップ関係にないこと。2つ目が、公正証書は申請要件とはせず、必要な情報提供を行う。3点目、通称名については、社会生活上、日常的に通称名を使用している場合には、その内容が確認できる資料の提出により、証明書に戸籍上の氏名に加えて通称名を記載する。

提案理由です。1つ目、パートナーは1対1の関係であることを前提として、双方以外に配偶者及びパートナーがいないことを要件とする。戸籍の全部事項証明書により確認する。こちらは先ほどの複数のところの論点とも重なってくると思うので、今、一旦の整理としてお聞きいただければと思います。2つ目、公正証書は費用面の課題等により、ヒアリングを行った市内在住の当事者の方や市議会からも、できることなら要件としない方向で、との意見が多数寄せられています。また、公正証書を要件とした場合には、申請者が限られてしまうことが懸念されるので、要件には入れずに、情報提供という形で必要な方へのサポートを行う形はどうかと考えています。3点目、通称名については、例えば郵送物や日常的な活動等で使われているということを確認した上で、証明書に戸籍上の氏名と合わせて記載することとしてはどうか。ですので、申請日当日に決めた名前ではなく、日常的に使われていたものかということで判断できると考えます。その他、先行自治体では、配偶者及びパートナーの有無の確認、通称名の使用については、おおむね今回の提案と同様の取扱いをしています。以上です。

【委員長】通称名はよいと思います。公正証書を要件としない、もいいですね。事務局提案の2つはオーケーで、最後、双方に配偶者や双方以外にパートナーシップ関係にないこと。ということは、国立市だけではなくて、世田谷とか渋谷とかもそうなのですね。

【事務局】そうですね。まず1つ目は、法律婚を戸籍で確認させていただく。法律婚をしていれば、違う方とパートナーシップ関係の証明の申請があった場合に、どのように対応するかということです。他の方とのパートナーシップ関係については、先行自治体では例えば住民票で、同じ住所にお名前の違う方が同居している場合には、書かれている方と実際に申請に来られている方が違っていたら確認しています。

【委員】パートナーシップ関係が抽象的なのが困ったと思う。テレビで見たケースでは、結婚して子どもが欲しい女性同士が、友達の男性の精子をもらって妊娠して出産して、子どもができた。一緒には暮らしていないけれども2人のお父さんがいる。精子を提供してくれた男性は、保育園の送迎をやる役割を担う、お父さんになる。家で一緒に暮らしているのは、同性のパートナー。パートナーと言ったらどちらもパートナー。異性だから、結婚していないけど精子を提供したということはパートナーですよ。お子さんのお父さんです。パートナーをどういうふうにか考えるのかを、その話を含めて何か参考になることがあれば聞かせていただきたいと思います。

【委員】トランスジェンダーで、身体的に女性だけれども、今、男性として暮らしている。性別変更していないから戸籍上女性の方と女性の方が、いわゆるパートナーで、出産に当たって男性から精子提供を受ける。多くの場合、精子を提供するだけで子育てに関わらないケースが圧倒的に多いのですが、そのケースは関わっている。男性は一緒には暮らしていないので、外から見ると、戸籍上女性の、でも見た目は男女の夫婦に子どもがいて、3人で暮らしている。外に暮らしている男性が子育てを手伝っている。だけど、広い意味でそれも家族だとみんなが思っている。今、本当にパートナーという言葉が曖昧。子育てという意味ではお互いがみんなパートナーだけれども、共同生活をしていないとパートナーじゃない感じがする。そういったことについても、多様性という点から考えると、何かし

ら国立ならではものができるのではないか。パートナーと聞くと1対1を想像すると思う。もう少し広く家族のようなものも、将来的に何か新しいものとしてあり得るのかもしれないと思います。

【委員】パートナーシップ条例がこれからようやくできるというところで、一般市民の感覚では、パートナーが3人でもいいと言うと引かかる方は多いと思います。まず、はじめは1対1の関係というのが妥当ではないかと思う。今後、国立らしきでその幅を広げていくかということはきちんと議論した上で行ったほうが良いと考えます。

【委員】先週の参考資料で気になるところがある。家族ではないから病院で手術のときに同意できないということがあったと思うのですが、例えば、正式な法律上の夫婦であっても、何年も別居していて夫婦関係が破綻している。奥さんが離婚届に判子を押してくれないと言い、旦那さんが別の女性と住んで、別の人が世話をしているというケースがあると思う。そういう場合に、パートナーシップの証明があれば、病院で緊急を要するときに代わりに書面にサインできるのに、証明がなければ、正規の奥さんでないとサインできないということもある。入院関係のことはこのパートナーシップでできるのですか。

【委員】普通は証明がなくても患者さん本人の意思、同意があつて、自分のパートナーだと言えば、最近是通过することが多くなっているのですが、本人がもう意思能力がない、事故で亡くなってしまったときに、それがすごく重要になります。先ほどの法律婚をしている配偶者がほかにいるというのは実際多くて、その場合、市が証明書を発行する意味を考えたときに、せつかく二人の関係を前向きに証明しようとしているところで、紛争に巻き込まれることがある。本来そこは当事者同士で民事的に解決すべきではないか。そういう争いではなく、3人、4人の先ほどの家族みたいなものは将来的にどうしていくかというのはあると思うのですが、今のような事例だと、あまり踏み込むと混乱する気がします。

【委員長】そうなのですよね。今の例は本当に気の毒だし、世の中たくさんあると思うのですが、この人がパートナーですと役所が認めたら、婚姻関係にある人の権利、離婚していない婚姻関係にある方の権利を阻害することも防がなくてはいけないのかと思うと、少なくとも法律婚をしている人には出せない。パートナーシップ関係にある者というのは、ほかの区だったら確認できない。戸籍を取っても分からない。

【委員】よく、離婚してくれないから別れられない、離婚できていないけれどもパートナーがずっといるという相談が来る。新しい制度を実施していくときに、紙だけでやるのはとても危険だと思う。まず、申請してきた方の相談を受ける。相談を受けて事情をよく聞いて、こういう事情で離婚が成立していないというときに、法律婚をしていたらだめと言ってもいいのだけれども、それでだめと切るのではなくて、ちゃんと離婚しましょうと伝える。そのためにはどうしたらいいか、弁護士に相談するのか、調停をやるとか、そういう助言をしながら、その方の希望に沿っていけるようにすることがないと、紙だけで決めるのは難しい。私は、ぜひ相談窓口を同時に作っていただきたいと思う。そこでまず検討していく。基本的にはルールを決めるけれども、ルールに合わないからだめとしない、というのはどうでしょうか。

【委員】100%同意。逆にDVから女性が逃げてきて、離婚手続が取れずにほかの男性と共同生活に入って、子どもができてしまったけど出生届が出せないという事案もある。紙を出す、出さないで終わりではなくて、共同生活について証明をもらいたいぐらいの関係があるのだったら、きちんと相談につながって離婚の手続きや、DVの保護命令や、お子さんの出生届につなげるところまでの情報

提供ができるようなシステム。対外的に広報するときに、結婚していたらできないけれども、事情があるときに利用できる相談窓口を設けていることもアナウンスできるとよりいいと思う。

【委員】それができたらすばらしい。

【委員長】ということは、ルールのには、よそで法律婚している人については認めないけれども、認めないといったら相談してこないのでしょうか。

【委員】原則としては認めないけれども、総合的に勘案する。

【委員】例外もあるから相談してもらおう。

【委員長】例外もあるのですかね。いろいろな例がありますよね。我々が一番考えなければいけないのはDV。それは同性でもあるわけですがけれども、事実としては破綻していて、全然平等な関係にもなっていないのに、とにかく判子を押してもらえないがために、法律婚を辞められないという状況に置かれている人のことを考えると、だめと言ったらもう来ないことになる。その方々が晴れて離婚ができて、パートナーシップが申請できるようにしたい。だからルールとしては、パートナーシップを前提として、法律婚がある方。もしくはほかの方とのパートナーシップがある方の場合は相談してもらおう。ほかの方とのパートナーシップは複数だからまだ議論していないけれども。

【委員】実際の相談の現場から言うと、10年以上同居していなくてパートナーがいたら、自分は法律婚しているという認識はほぼ持っていない。法律婚はだめと言われても、自分のこととはあまり思わない。逆にこれではだめでしょうかと聞きに来てくれると思うので、法律婚の人は原則だめですが事情により相談には乗りますとすればよい。数カ月前に結婚したけれどもパートナーができてしまったというのは、ちゃんと相談してもらわないと困るし、だめだと思ってもらっていいと思う。安易に点々としていく人もいなくはないので、基本はそうになっているということは言って構わないと思います。

【委員長】「原則」のようなことを文言に入れ、相談に応じていくということは、事務局としては現実的に対応可能でしょうか。

【事務局】相談については、制度を作る中では十分考えられることだと思います。どこにそれを記載するかですが、条例に載せるのは難しいので、細かな手続は規則で書いていく形になります。その中に、原則とか、市の規定には場合によっては、その他市長が認めるものという分類しにくい状況を整理するものもあります。最終的には、市長の判断、市の判断になりますので、今のご意見を事務局なりに整理した上で、何らかの形は取り得ると思います。

【委員長】パートナーシップ関係がほかにある者はどうでしょうか。同じでいいでしょうか。

【委員】先ほどの例の、3人で子育てしている方々の事例は、現状ではどなたも婚姻関係にないかもしれませんが、その3人ないしそれ以上の方々の中で誰かが婚姻関係にあるケースも想定できると思う。パートナーシップの重複を認めるかどうかということにも関わってくると思うのですが、法律婚をしている人を除外するとなると、そうでない場合も1対1しか認めないという、割と限定的な制度に整合性を考えざるを得ないという難しさがあると思うのですけれども、いかがでしょうか。

【委員長】そうですね。そうすると前回の話に戻るわけですがけれども、論点整理シート4、対象者をどう定義していくかですね。3者以上のパートナーシップ関係を認めるかどうか。3者以上のパートナーシップを認めてもらったらメリットがあるか。ほかでパートナーシップを結んでいたらだめとした場合、同時に3人ならいいというのはおかしい。だから、ほかのパートナーシップ関係がある人はだめとしてその整合性を取っていくとなると、狭く取ることになりますね。

【委員】例えば私は結婚しているのですが、奥さんが誰かとパートナーシップを結びたいと言ったら結べるということですよ。婚姻関係のある人もパートナーシップが結べるということですから。

【委員長】原則不可とするけれども、その事情によっては結べます。

【委員】世田谷でどなたかとパートナーシップを結んでいて、例えば国立市に住んでいる人とも結ぶことがオーケーかどうか。

【委員】それもあり得ますし、例えば先ほどの事例で出た、3人で子育てをしているケースで、Aさん、Bさん、Cさんが、AさんBさん、BさんCさん、CさんAさん、それぞれとパートナーシップを結ぶことがあるのであれば、例えば病院でどなたかが重篤な事態に陥ったときに、どちらかは対応できるということは考え得ると思う。それで事態がややこしくなるのは、その3人のうちの誰かが法律婚をしているようなケース。基本的には先ほどの原則でいうと排除されてしまい、3人目の方がパートナーシップを結べない。そういうことと抵触するかと考えた。法律婚をしている人は認めないのであれば、複数のパートナーシップを認めるということと整合性が取れなくなってしまうから、1対1しか認めない。パートナーシップの重複は認めないとせざるを得なくなるのではないかとということです。

【委員】それだと幅が狭まるので、法律婚をしていても認めたほうがいいのではないかとのご意見ですか。

【委員】そうしたほうがいいのではないかと私個人としては傾いています。ただ、法律婚をしているカップルの片方が、知らないうちに別の人とパートナーシップを結んでいたということは起こり得る。それは好ましくないということは認識しているので、難しいなと思います。

【委員】トラブルになりかねないということですね。私は、要件を狭めているとは思わない。もともと男女でしか結婚できないものを、法的効果はないが同性でも事実婚でも証明書を出す。さらにそれを複数まで広げるかどうかの話なので、あまり制限しているとは思っていない。先週もお話したように、同性婚を推進している立場で、複数のパートナーシップについてどう考えているかと言われた。当事者の方々も、自分たちが相当マイノリティだということは認識しているので、そこまで求める意見が出れば真摯に聞きたいと思っているが、国立の市民の方々からそういう声はまだ出てないのであれば、現時点では1対1でいいのではないかと。将来的にも絶対だめということではなくて、そういう余地も少し残しながらということを考えてとか。

先ほどの3人で子育てをしているケースは、法的な関係を結ぼうと思ったらやり方はある。認知、養子縁組など、3人が子どもをかすがいいにして、法的な親族関係を作ること自体はできるので、必ずしもパートナーシップ証明がなければならぬということでもない。パートナーシップよりも広げた家族という形で考えていく、というのを将来的な課題として残しておけばよいと思っています。

【委員長】こういうことは人によって考えが違う。今の時点で社会から認められなくてとても悲しい思いや悔しい思い、困ったことがある同性婚や事実婚を認めていこうとしたときに、あまり欲張り過ぎるとそこが損なわれるような気がする。その線引きをどこに持っていくかということに近いような気がする。例えば、宗教上の理由で一緒に暮らしている方々が、ここで50人で暮らしているからパートナーシップを認めてほしい、ということも考えられる。3人ならよいが50人はだめなど、ものすごく難しくなってくる。そこに市役所がお墨つきを与えることを考えていくと、非常にシンプルに1対1だけにするほうが、少なくとも世の中の情勢的によいのではないかとも思える。これは委員長としてではなく、一人の委員としての意見です。

【事務局】今回、皆様に諮問をさせていただいた直接的なきっかけは、市内在住の当事者の方から、この条例の中でパートナーシップを、事実婚も含めて規定してほしいという切なる声が上がったことです。これまでも当事者の方の声があって、条例もでき上がり、今回このような議論の発端にもなったと考えています。前回の会議でもお示ししていますように、当事者として、3人の方からの声というのはまだ役所に届いていない。なかなか表面化しづらい問題ですが、まずはどうしていくのか。一方で、昨年度行った市民意識調査の中で、市民の方の76%がパートナーシップ制度について賛成だという声がありました。これも制度検討の契機の1つになっていると思います。

このときの市民の皆さんが思い描いたパートナーシップ制度の形は、恐らくは様々な自治体が捉えているとおり、2者間だと思います。ただし、3者間や、今皆様に議論していただいていることを今の時点で否定することは違うとも思います。審議会の答申としては、このような意見もあったということを併せて入れていく形もあると思います。全国的には3者以上の関係をパートナーシップとして定義している自治体はまだないので、非常に難しい議論かと思うのですが、引き続き審議いただければと思います。

【委員長】論点整理シート9に戻り、事務局提案の「双方に配偶者や双方以外にパートナーシップ関係にないこと」を一旦○にします。論点整理シート9は、3点とも確認ができたということにしたいと思います。またご意見があればお願いします。論点整理シート10をお願いします。

【事務局】こちらは「パートナーシップ証明の返還について」規定しているところです。論点及び課題は、1点目、どのような場合に証明書を返還いただくか。2点目、返還を求めない場合は、どのようなときか。3点目、パートナーシップの解消の届出については、一方の方からの届出で受理を可能とするか。4点目、先行自治体の例では、一方がお亡くなりになった場合に、返還を求める自治体とそうでない自治体がある。最後に、証明書の返還と引き換えに、証明期間を記した発行物を渡すことはできないか。

事務局提案です。まず、証明書の返還を求めるのは、パートナーシップを解消した場合、もう1点目、双方または一方が市外に転出した場合。そして、証明書の返還を求めないのは、転勤や家族の看護、介護等のやむを得ない事情により一方の方が一時的に転出した場合。2点目、一方がお亡くなりになった場合。「(ただし、生存パートナーが解消の意思がある場合には届出により解消とする)」。そして、その他、双方が転出した場合には、希望者には国立市が証明した期間を記載した証明書を交付する。

提案理由です。返還は、受理証明書と証明カードの2種類を求めるものとする。2点目、パートナーシップの解消の届出は、一方からの届出でも可とする。ただし、届出を受理した旨の通知を双方に送付する。3点目、双方が転出した場合は、条例の適用の範囲外となることから、返還を求めることとする。ただし、希望者には国立市で証明していた期間を記載した証明書を別途発行し、記録的な要素として保管をしていただく。4点目、転勤や看護、介護などの一時的な転出の場合は、返還を求めないこととする。5点目、一方がお亡くなりになった場合に、返還を求める自治体もあるが、葬儀やその他手続等において証明書を利用する可能性が考えられることから、返還を求めるのはしない。ただし、生存されているパートナーの方に解消の意思がある場合には、所定の届出によって解消となり、証明書の返還を求めるものとする。

その他です。先行自治体においても証明書の返還の規定は設けられています。規定の内容は自治体ごとに差はあります。以上です。

【委員長】先ほどの在勤・在学の話と関わりますが、在住だけでなく、在勤・在学も認めていくことにすると、国立市内に勤めていた人が辞めたらとか、国立市内の学校に通っていた人が卒業したらということも入ってきそうですね。あと、先ほどの、どこまで追うのかという話もありますので、ご意見がある方はお願いします。

【委員】市民に渡したものを返還してもらうものにはほかにどのようなものがありますか。健康保険証くらいか。受理証明であって、何年何月何日にこういう宣誓があったことを証明するものだから、有効期限や返還ということがあまりピンと来ない。何年経ってもその日に宣誓したことの証明は本人が持っていればいいだけのこと。男女の婚姻で、現時点で結婚しているのであれば、直近3カ月以内の戸籍を出してくださいとなる。だとすると、同じように、もし証明書を使われる相手側が今も有効なのかを踏み込んで確認したいなら、今も有効だという証明を役所に取りに来てもらう。そこで何に使うかの情報収集や、その証明書がどのような役に立っているのか、どのような改善が必要かということなどを確認するためのコミュニケーションが取れてよいのではないかと思います。

【委員長】そもそも返還という考え方をするかということです。役所としては、返還が必要なものはあるのでしょうか。

【事務局】例えば医療証のようにそれをもって何か特別な権利を行使するものについては、かつてはそこに有効期限が書いてありました。有効期限が過ぎたら新しいものをお渡しするので、返還してください。場合によっては返還しなくてもそこまで追っていなかった。例えば新しい社会保険証には有効期限が書いていないので、退職したら返してくださいと、結構厳しく書いてあります。

証明書関係では、例えば何かの添付書類で住民票を提出してくださいという場合には、発行日から3カ月以内のものといった条件を付して提出してもらいます。この証明書も、例えば不動産屋が証明から3カ月以内のものを提示してくださいというのであれば、改めてご相談いただいて、新しい期日でお出しする。発行期日が明確に書いてあって、その段階で証明したものですから、基本的には返還を求めなくてもよいと思っていますが、特別に国立市が証明するものですので、こういったケースのときはきちんと返還してくださいという決め事を盛り込むことは可能です。

【委員】返還と解消と取消の違い。返還というよりは解消のときに、どう取消の許可をやっていくかが、どちらかというところと重要だと思います。

【事務局】これはもともとの制度の本質だと思います。お二人の関係性が条例に規定するパートナーの定義に該当しなくなった場合という意味での解消ということでここに記載しています。取消については、虚偽や不正な形で申請があった場合に取消の規定を設けてはどうかということで、この後、入れています。

【委員】解消の手続きを設けるということですか。

【事務局】これはあくまでもご本人、相互の申出によります。なので、解消の届出の書式は用意しません。加えて、先ほどの議論でもありますが、例えばAさんとBさんのパートナーがあって、国立市に証明がある。その後、BさんがCさんとパートナー関係を結ぶ際に、複数をありにするかどうかという議論もある。例えばAさんとBさんの関係が解消されていることが前提であれば、市としては、AさんとBさんの関係性の解消を把握した上で、今度はBさんとCさんの申請をお受けするというのも出てくると思う。複数を認めればそういうことは必要なくなってくるけれども。

【委員】先ほどのどこまで追うかというところですけども、そこを管理しなくていいのであれば、追わなくていいということになりますよね。そうすると、行政としては事務手続上、簡略化にはなる

と思いましたが。追わなくていいのであれば、そのほうがよいと思う。

市としては、毎年、例えば現時点で有効なパートナーシップ数の統計を取る必要があるのか。累積で今までの申請件数は出すけれど、その後、解消などを全部追って、現時点で有効な件数まで把握しないといけないものかどうかによると思う。

【事務局】基本的にはそのような形はないです。どちらかといえば、申請された件数、証明書の発行件数が重要。恐らくは事実婚の方が何件かということも取らないと思います。異性間でもこの制度がありになれば、窓口にいっちゃった方を性別で判断することもしませんので、何件の交付をしたかになると思います。

【委員長】一方で返還の規定がないと、DVなどで、AさんとBさんとパートナーシップを結んでいることが、例えばBさんにとって許せないとなったときに、返還ができないというのも問題ではないかと思う。そうでないと、一度出したら無効にならない。それも少し違うという気もします。

【委員】だから私の感覚は、有効・無効というよりは、何月何日に申請したという事実を証明しているもので、その後、そのパートナーシップが有効かどうかというのは市も把握できていない。住居を借りるときに最新の証明を業者に求められて当事者が市役所に来る、お二人とも申請後事情が変わっていないことを申告してもらって、今日時点で有効な証明書を出す、あるいは当事者からの解消した申告があり記録する、というようなイメージかと思った。法的効果がないものだから、現時点で有効か無効かまで、相手方は気にするのだろうかということもなくはない。

【委員長】渋谷で第1号になったカップルが解消しましたということがニュースになった。受け止めはいろいろだと思う。解消になったことが発表になるのもどうなのだろうかと思う。それも個人の自由。確かに有効期限があるわけでもないから、返還や解消の届けを出すこと自体に意味があるか。

【委員】解消してすっきりしたい人もいるかもしれないから、解消したい人には何か出すということがあってもよいという気もします。

【委員長】そうですね。そういうニーズはあると思います。例えば事務局提案のその他に「双方が転出した場合、希望者には国立市が証明した期間を記載した証明書を交付する」とありますけれども、証明した期間ではなく、証明した日時ということですね。だからやるとしたら、証明した日時と証明書を作った日を書いてある。その間をずっと証明した、認めたという意味ではない、という感じでしょうか。

【委員】私は、それがシンプルかなと思った。

【委員】そうすると、証明していた期間を記録的な要素として発行して、保管してもらうというのは必要ないことになるのですね。返還して終わり。思い出のような形で別途発行するのは必要なくなる。

【委員長】証明期間を記した発行物ではなくて、証明日を記した発行物ということになりますね。

【委員】それは最初に発行されているわけですね。

【委員長】そうなのですから、どういうときに必要なのかというのはありますね。例えば亡くなった場合とかそういうことでしょうか。

【委員】その場合でもご自分は持っているわけですね。

【委員長】返還しないのですからね。

【委員】そういったものは必要ないということですね。

【委員】基本的に、行政が証明したり承認したりということではないということですね。でも、行政にそういう手続きがあって、証明を出してそれが有効に使われていくために行政が介入するのであっ

て、本来、そのような形でパートナーかどうかを行政が証明しないとイケないというのも変な話ですね。

【委員】市は、この日に宣誓しましたというのは証明しているのですよね。その後、続いているのか解消したのかについては、その証明書だけでは証明できないという仕組み。今もそれが有効かどうかということであれば、もう一度、解消されていないという証明書を取りに来てもらい、確かに2人は転出してない、亡くなってない、解消の届けが出ていないというのであれば、有効。有効無効を証明しているけれど、それは書面の形式的なことなので、最新のものを発行する。双方が転出して効力がなくなってしまうときには、出る直前にもう一回申請書を出せば、最新の日付のものを発行して、その期間一緒だったということが対外的に分かる。管理としてはそれが一番シンプルではないか。むしろ、返還されない限り二人の関係がずっと有効だというほうが、私としては気になります。婚姻関係にあるかどうかであれば最新のものが必要なのに、パートナーシップ関係ではその証明書がずっと有効であるのは分からない。(法律婚では)常に最新の3カ月以内の証明を出すように言われるので。それだけではなくて、当事者とコミュニケーションが取れるというプラス面もあるということ。事務局の手間が増えるのか減るのか、そこは分からないけれども。

【委員】提案理由の1点目にある「受理証明書と証明カードの2種類」のうち、証明カードが運転免許証のようなイメージかと思う。それが必要だという声があるから、ここに証明書と証明カードの両方が載せられていると思う。必要とする人がいて、運転免許証のような有効であることを示すカードを発行するのであれば、解消されたときには返還を求めるのもしょうがない気はします。

【事務局】書類については2種類を想定しています。A4サイズくらいの、届出に対する市の正式な証明が1通。そして、証明する効力や内容は同じようなものになりますが、お財布等に入れていつも肌身離さず携帯できるもの。場合によっては、その中に、緊急時にはこの方に連絡をしてくださいとか、臓器提供カードのような、事故等何かあったときにご本人の意思を代弁するような機能が持たせられないか。こういったことについて、当事者の方からご意見を頂いているところです。

【委員】申請があつて、住民票なら市民課が全部住民基本台帳に載せますよね。これは男女平等参画課が名簿か何か、住民基本台帳のようなものを作って管理するお考えですか。

【事務局】今のところ市長室は住民基本台帳に接続する権限を持っていませんので、申請者の方から頂く住民票、戸籍の原本などの書類をお預かりする。必要な要件を確認させていただいて、書類を保管する形になると思います。

【委員】DVの場合にはフラグを立てたりするけれども、そういうこともしないのですか。

【事務局】そこまでの検討はしていませんが、DVや要注意の場合にはフラグを立てて、全庁的に分かる状態にするということはありません。パートナー関係にあることを示すことで、役所の中ではどういうサービスや制度が使えるかということも、今後検討していきますので、その際にフラグを立てたほうがよいということがあれば、それは別途考えられると思います。

【委員長】前回資料で、申請件数が飛び抜けて多い大阪市では192件です。世田谷区117件、横浜市80件。その辺りの扱いをどうしているか、事務局では情報として持っていますか。

【事務局】事務局ではまだ分析ができていない部分です。

【委員長】今、挙げた世田谷区117件、大阪市192件は事実婚を認めていない。同性婚に対してだけでこの件数です。横浜市は事実婚を認めていて、パートナーシップの無効の場合には、受領証の交付番号をホームページで公表しています。では、論点整理シート11をお願いします。

【事務局】取消の規定です。論点及び課題は、1点目、受理証明を取り消す場合とはどのような状況か。2点目、取り消した場合に公表を行うか。その場合、どのように行うか。3点目、取り消した場合の証明書等の返還を求めるか。ここはそもそも取消の規定を設けるか設けないか、というところがまず前段かと思います。

事務局提案としては、1点目、虚偽その他の不正な方法により証明書の交付を受けたとき。2点目、証明書等を改ざん、または不正に使用したとき。3点目、証明書を取り消した場合には、市ホームページに受理番号を公表する。当然、氏名等は公表しない。

提案理由としては、制度の信頼性に関わることから、虚偽や不正な方法での交付、証明書等の改ざん等をした場合には証明を取り消すことの規定。2点目、取り消した場合には市ホームページにおいて受理番号を公表し、効力が生じていないことを発信する。

その他ですが、先行自治体においても、全てのところで取消の規定を設けているわけではありませんが、このような規定を取り入れている自治体もあります。以上です。

【委員長】まず、取消規定について、事務局の提案は設けるですけれども、設けたほうが制度の信頼も上がるという考え方もある。そもそも虚偽の申請というのは、例えば片方しか望んでいないのに、もう片方の意向を無視して申請があった場合とか、そういうことですか。

【事務局】そうですね。手続きについてはお二人で来ていただくことを原則とするかということもあるのですが、一方では、お一人の方が相手の方の分も記載してお出しになるということもあります。

【委員長】婚姻届は1人でも出せるのでしたか。では、捏造することができるということですか。捏造が分かったら取り消されるのですか。

【委員】単純には取り消されなくて、婚姻無効の手続きを取らなければいけません。公正証書原本不実記載罪という犯罪なので、そこまでやるかという話もあります。

【委員長】婚姻届を勝手に出されたということは、ごくまれに聞く。それ自体は犯罪だけど、取り消すには手続きが必要なのですか。

【委員】婚姻無効の手続きを裁判所で取らないといけない。

【委員長】捏造されたほうの人が、ですか。

【委員】はい。

【委員長】もし、片方の人の署名を偽造して出したら、このときも犯罪ですか。

【委員】広い意味では業務妨害なのでしょうけれども、そこまでするかという話ですよ。よほど悪質でなければ刑事化することはないと思います。婚姻届を勝手に出されたら、それを取り消すためには裁判所の手続きがある。身分事項だし法規の効果がすごいので、そこはしっかり無効かどうかを確認しなければいけない。パートナーシップの場合にはそこまで必要ない。例えば要件としてほかに婚姻している人がいたとか、在勤として認める場合に、実は働いていませんでしたとか。そのように明らかなものだったら、当事者同士で裁判所の手続きをしなくても、職権で市が取り消せばいいのではないかと思います。

【委員長】ということは、やはり取消条項が必要ということですか。

【委員】解消という形で当事者から言うだけでなく、当事者が動かないときに市からその効力はないとする規定は設けておかないといけないと思います。

【委員長】なるほど。そうすると、取消についての条文は必要で、市のホームページに受理番号を公表するというのは議論の余地はあるところでしょうか。

【委員】解消の場合まで全部載せるのかと思っていたのですが、そうではなくて、そもそも最初の申請のところからアウトでしたということであれば、対外的に公表するのはバランスがとれているのではないかと思います。

【委員長】ほかにご意見がなければ論点整理シート11は、事務局提案のとおりでよいでしょうか。そうすると残っているところは、論点整理シート5の在勤・在学の扱いはまだ我々としては意見がまとまっていないということ。論点整理シート7の三親等はこれから議論ですけれども、養子縁組は、パートナーシップ関係に基づく養子縁組という位置づけであれば両立可能ではないかということ。それから、論点整理シート10の返還をどうするか。もう一度確認ですけれども、1対1ということによいですか。皆さん100%賛成ではないかもしれませんが、一旦1対1で考えてよいでしょうか。

【事務局】次回改めて在勤・在学は議論します。

【委員長】では、論点整理シート7、三親等のところでご意見ある方はいますか。

【委員】先ほど、基本は婚姻関係に準じるけれど、プラスアルファを後ろに付け加えるのは選択肢の1つとしてあるのではないかとおっしゃっていたと思うのですけれども、何とおっしゃいましたか。

【委員】原則、734条、735条に該当するものはパートナーシップ証明の対象外とするけれども、これに当てはまってもなお証明が欲しいという方はご相談くださいと。対外的に説明するときには、最高裁の判例、おじと姪のカップルが保護されているケースもあれば、説明はつくと思います。

【委員長】原則はなしだけれども、書きぶりは、相談に応じるとかだと思ふ。

【事務局】条例上は、ただし書きを載せます。原則としてだめ、ただし、〇〇の場合はよしとするということ。その〇〇の部分の施行規則等で具体的に決め込むというケースです。

【委員長】では、原則734条、735条に規定されているものは除くということにしてよいでしょうか。ということは、事務局提案はオーケーにするのだけれども、何らかの但し書きを付け加えるということをお願いしたいと思います。論点整理シート10の返還に戻りましょう。

【委員】返還を求める場合、返還するのは証明書なのか証明カードなのかをはっきりさせたい。証明カードは、申請があった場合全てに対して発行するのか、希望者のみなのかによっても分かれてくる気がする。証明書そのものは、証明した日付が分かるだけのものだとすると、それが必要となった先が直近のものを出してくださいと言うのであれば、また申請しに来ていただく必要がある。例えば不動産屋や病院が証明カードでよいということになったら、いつも携帯できたほうが便利。証明カードは要らないという人もいるかもしれないので、要らない人に日付が入った証明書を返還してくれというのは変な話だと思う。本人の希望に基づいて証明カードを発行した場合は、関係が解消されたときには証明カードは返してくださいという規定になるのだろうと思う。それは解消のときの手続きの一環として入れておけばよいと思うけれども、いかがでしょうか。

【委員】私も賛成で、どちらかというと、証明書はその時点での記念写真のような感じ。証明カードは、対外的に、継続的に使うことが予定されているのだとしたら、解消するときには返還してくださいというのは確かにそうだと思います。証明カードも証明書の小さい版なので、本当は申請したことを証明するだけなのだけれども、それを本人たちが対外的に見せている限りは、2人の関係は続いているという信頼が実際にはあるということになるのかなと。なので、受理証明書は関係が解消しても置いていただいても結構ですけれども、カードはお返しくださいとするのは、筋は通っていると思います。

【委員】1点確認ですけれども、証明カードは二人に対して計2枚発行する形ですか。

【事務局】基本そのように考えています。

【委員長】事務局の想定は、証明カードも受理証明書も全員に発行する予定だったと思います。

【事務局】A4サイズの証明書は全員に発行する方向で考えています。証明カードは携帯したい方には発行する。二人の関係性を公的に証明するものとして受理証明だけほしいという方がいれば、そこはそのニーズに沿うという考え方です。

【委員長】そうすると、2人それぞれに希望があった場合には証明カードは発行されるので、証明カードについては返還を求めるということですね。でもそうすると、2枚揃ってでないと返還できないとか、Aさんは返したいけどBさんは返したくないとか。ただ、返還を求めるという規定であって、返還してこないからって、何で返還してこないのだということではないということですね。

【事務局】基本的にはなかなか後は追えるものではないと考えています。申請時には連絡先を伺うということもあると思いますが、定期的に連絡を取ることは基本的にない。場合によっては、この制度の利便性をさらに高めていくためにアンケートを取らせてほしいとか、そういう場合の同意を取ることはあるかと思いますが、そうでなければ、一般的には我々から問合せをすることはないと思います。

【委員】私もこの間、社会保険から資格喪失したときに、子どもの保険証が1枚見つからなくて返さなかったのですけれども、3枚の保険証のうち2枚だけ返して、1枚は見つかりませんという、紛失、返還しない理由書のようなものを出すということですね。

【事務局】行政が返還を求めるとは、それに合理的な理由がある場合、つまり保険証の場合は資格喪失しているにもかかわらず権利を持っていると、医療機関にかかって不当利得が発生することになります。パートナーシップの証明書は、パートナーシップとして宣誓されたことを証明してお出しします。その関係が良好に継続していて、例えばお二人が国立市から転出する場合に、返還を求めると必要があるかと考えると、その理由はないと思います。例えば、こういった制度がない他の自治体に行くと、国立市ではその制度に基づいてこういう証明を出しています、私たちは認めてもらいました。もしかしたら、他の自治体の不動産屋がそれをもって、分かりましたと認めることもあるかもしれない。ですから、関係が悪くなって解消しているにもかかわらず、持ち続けているとどちらかが不利益を被ることがあるかもしれませんが、単純に市民でなくなったから必ず返還してくださいというのは、私たちが求める理由ではありません。

【委員長】では、そのようにします。すごく議論が深まったと思うのですが、何の管理もなく返還もなければ取消もないというのは、この制度自体がどうなのということになる。返したい人は返せる。もしくは受理証明書についても、例えば引越ししようとしたら、こんな古いのではだめだ、もう一回もらってきてと言われたら、枝番をつけて〇〇の2のような感じで、例えば交付2回目のような判子を押して出すなどの事務手続を規則で決めていただく。ただ、カードについては返還するという道を作っておけば、返還したい人はすればいいし、返還したくない人はそこまでは追わないということによいのではないかと思いました。今日の議論はここまでにしたいと思います。事務局、お願いします。

【事務局】この後、論点整理シートはあと2種類を予定しています。1つは、在勤・在学について、この制度としてどのように考えていくか。もう1つが、証明か宣誓か届出かという幾つかの自治体で使い方が様々ありまして、そこを決め込んでいきたいと考えています。

また、8月中にパブリックコメントで市民及び関係の皆様からご意見を頂くことを考えています。条例を提出するためには、ルール上、パブリックコメントを取ることが決められていて最低21日間の期間を取らなければならないので、次回8月4日の議論の後、7日にパブリックコメントをスター

トします。そして、8月28日の第4回の委員会の前日までが21日間になりますので、その間に市民の皆さんの意見を取って、第4回の委員会には皆様にお示ししたいと思っています。パブリックコメントで見やすく、分かりやすく、市民の皆様に見ていただけるように、これまでの議論を整理し、次回8月4日の第3回委員会には、皆様にお目通しいただきます。改めて遡って議論頂くこともあると思いますので、次回は残り追加の2つの論点整理シートと、それからパブリックコメントについての議論という形になります。以上です。

【委員長】ありがとうございました。また、来月お目にかかりたいと思います。お疲れさまでした。

--- 了 ---